

大飯・高浜・美浜原発の火山灰層厚が規則に適合していないと断定しながら 原発の運転停止を求めないことに関する質問書

原子力規制委員会 御中

原子力規制委員会は5月29日の委員会で、「大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る今後の規制上のアプローチについて」^{※1}（規制庁）を了承した。そこでは、下記の認定事項を確認し、関西電力の大飯・高浜・美浜原発の現行のサイト内火山灰最大層厚10cmは過小であるため、今年12月末までに、設置変更許可申請を出し直す必要があることを確認した。関電は6月11日に、弁明は行わず「2019年12月27日までのできるだけ早い時期に」設置変更許可申請を提出すると、規制委員会に文書で回答した。

<認定事項>

- DNPの噴出規模は11km³程度と見込まれること。
- DKPとDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは本件発電用原子炉施設の火山影響評価において認定すべき自然現象であること。

※1 5月29日付資料 <http://www.nsr.go.jp/data/000271367.pdf>

規制委員会は、既許可が規則に適合していないことを認めながら、原発の停止は求めず、審査は12月以降に開始し、その後の改造工事や手順書の変更については期限すらくなく、危険な原発は違反状態で動き続けている。原発の基本設計が規則に違反していることを認めているのに、原発の停止を求めないことは、原子力規制の基本を踏み外したものだと言わざるを得ない。

設置許可基準規則（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）第6条1項では、「想定される自然現象」を適切に設定することを求めており（5月29日付資料の別紙2）、その上で「火山影響評価に係る基本設計ないし基本的設計方針」を定めることになっている。5月29日の規制委員会では、この規則を適用し、「運用期間中に安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として最大層厚10cmの降下火災物を設定していることは、上記のとおり認定したDNPの噴出規模に鑑みると同項のいう『想定される自然現象』の設定として明らかに不相当であり、本件発電用原子炉施設は、安全機能を損なわない基本設計ないし基本的設計方針を有するものであるといえないため、同項への不適合が認められる」（下線は引用者）と断定した。

しかし他方で、「直ちに原発を止める必要はないと考えられる」として、関電に対して原発の停止を求めることはしなかった。その理由として、「大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず」と記しているだけだ。

これらを踏まえて、下記の質問事項に早急に回答されるよう求める。

質 問 事 項

1. 関電の大飯・高浜・美浜原発について、「運用期間中に安全機能に影響を及ぼし得る火山事象」としてDNPを認定しているのに、原発の停止を求めないのはなぜか。

2. 噴火が差し迫った状況にあるかないかの区別を、規則違反の措置のあり方に取り入れる法的根拠は何か。
3. 「大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず」と評価しているが、噴火が差し迫った状況にないことを、科学的にどのように評価し、証明できるのか。その内容を具体的に示すこと。

2019年6月13日

8団体：避難計画を案ずる関西連絡会／グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）／おおい原発止めよう裁判の会事務局／国際環境 NGO FoE Japan／福島老朽原発を考える会／原子力規制を監視する市民の会

連絡先団体：美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581
原子力規制を監視する市民の会 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 TEL：03-5225-7213 FAX:03-5225-7214